

平成25年度施策に関する事後評価書（案）  
（モニタリング評価対象施策）

# 平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-5)

施策名	目標2-1 オゾン層の保護・回復					
施策の概要	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進する。					
達成すべき目標	オゾン層破壊物質の生産・消費量の削減、既に使用されているオゾン層破壊物質の大気への放出を抑制することにより、オゾン層の保護・回復を図り、有害紫外線による人の健康や生態系への悪影響を減らす。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	130	106	115	236
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	130	106	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	104	72	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量(ODPトン)	基準値	実績値					目標値	達成
		1年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	◎
		5,562	518	453	470	342	調査中	0	
		年度ごとの目標値							
	PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値(ODPトン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
		-	3,413	4,466	4,120	調査中	調査中	減少傾向を維持	
		年度ごとの目標							
	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量(トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
-		3,601	3,895	3,958	4,543	調査中	増加傾向を維持		
年度ごとの目標							-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	<p>相当程度進展有り</p> <p>○モントリオール議定書に基づく削減計画では、HCFCの消費量は2012年時点で基準年の75%減とすることとなっているところ、我が国は2012年時点で約94%の削減を達成している。</p> <p>○オゾン層破壊物質の排出量は、オゾン層保護法等の着実な施行により、PRTR開始時(平成13年度)から平成23年度までに約77%減少しているが、現時点でオゾンホールが縮小する兆しがあるとは判断できず、南極域のオゾン層は依然として深刻な状況にあり、引き続き対策を講じる必要がある。その一つとして、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(改正フロン類法)では、フロン類の製造から破壊に至るまでのライフサイクル全体にわたり規制を強化し、第一種特定製品の管理者に関する判断の基準を定め、冷媒の漏えい防止のための点検・修理等を義務づけること、フロン類の充填に関する業を登録制にすること、フロン類の再生に関する業を許可制にすること等により、使用時の排出抑制対策等も新たに講ずることとした。</p> <p>○平成19年10月の改正フロン回収・破壊法の施行以降、冷媒フロン類回収量は、平成21年度の若干の減少を除き、増加傾向を維持している。今後も、現行法及び平成25年6月に公布された改正フロン類法を着実に施行し、引き続き回収量の増加に努める必要がある。</p>
		(判断根拠)	

	施策の分析 -	
	次期目標等への 反映の方向性 -	

学識経験を有する者の知 見の活用	中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質 政策小委員会フロン類等対策WG合同会議を複数回開催し、改正フロン類法の指針及び省令・告示に関 し、意見を聴取した。
---------------------	--

政策評価を行う過程にお いて使用した資料その他 の情報	
-----------------------------------	--

担当部局名	地球環境局 フロン等対策推進 室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	------------------------	--------------------	--	----------	-------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-6)

施策名	目標2-2 地球環境保全に関する国際連携・協力					
施策の概要	環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等に積極的に貢献するとともに、アジアをはじめとする各国及び国際機関との連携・協力を進める。					
達成すべき目標	環境に係る主要国際会議の政府対処方針の作成や会議への出席を通じて、国際的な枠組みづくり・ルール形成等への積極的な貢献を行う。また、アジアをはじめとする各国(大使館等)や主要国際機関との連携・協力を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	996	876	899	1,443
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	996	876	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	923	840	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	
		-	-	-	-	-	-	-	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際的枠組みへの貢献、各国との連携、支援の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
		-	IPCC第5次評価報告書骨子決定	IPCC第5次評価報告書執筆者決定	IPCC第5次評価報告書執筆者作業	IPCC第5次評価報告書の査読作業	IPCC第5次評価報告書の査読・承認作業	-	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
-							-	-	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<p><b>【地球環境保全に関する国際的な連携の確保、国際協力の推進等】</b></p> <p><b>1. 国際的な枠組みづくり・ルール形成等の積極的な貢献</b></p> <p>○気候変動に関する2020年以降の法的枠組みについて2015年のCOP21での合意を見据え、国際交渉において枠組みのあり方や制度設計に関する提案を行い、各国との議論を深めた。</p> <p>○貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化が環境保全に与える影響の調査・分析を行い、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)交渉、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉、世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な知見が得られた。</p> <p>○持続可能な開発目標(SDGs)に関する政府間交渉プロセスが2013年1月より行われており、目標に盛り込むべき指標等について、戦略的に検討し、交渉プロセスにインプットした。</p> <p><b>2. アジアをはじめとする各国及び主要国際機関との連携・協力の推進</b></p> <p>地球環境保全に関して、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合、短期寿命気候汚染物質削減のための国際パートナーシップ(CCAC)等の国際会議に関して、政府対処方針の作成への貢献や会議への出席、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告などを行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待通りの成果が得られた。また、日中韓三カ国や日モンゴルのみでなく、新たに日インドネシア、日シンガポールにおける環境協力の強化を推進した。</p> <p><b>【国際的枠組みへの貢献、各国への連携、支援の進捗状況】</b></p> <p>日本で初めてとなる第2作業部会報告書を承認するIPCC総会を開催し、IPCCの活動を支援した。また、「2006年国別温暖化ガスインベントリーガイドラインに対する2013年追補」及び「2013年議定書補足的方法論ガイダンス」の概要章の承認と本文が受託された。</p>	

施策の分析	-
次期目標等への反映の方向性	-

学識経験を有する者の知見の活用	<p>・持続可能な開発目標(SDGs)の実現に必要なガバナンスのための国際制度枠組みについて、学識経験者による検討を行っている。また、SDGsのあり方と、日本の技術と経験を活かした貢献の方途について、さまざまな分野の専門家による国内ワーキンググループを設置することにより、学識経験者の知見を活用している。</p> <p>・気候変動の新たな枠組みの検討や、途上国との環境国際協力に関し、外部有識者による調査研究や検討会を開催して、その知見を活用している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 国際連携課 国際協力室 国際地球温暖化対策室 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)	戸田 英作 川又 孝太郎 秦 康之 辻原 浩	政策評価実施時期	26年6月
-------	--	--------------------	---------------------------------	----------	-------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

(環境省25-4)

施策名	目標2-3 地球環境保全に関する調査研究					
施策の概要	地球環境分野のモニタリングを推進するとともに、気候変動の影響及び影響に対する適応の情報収集・調査研究などを推進する。					
達成すべき目標	気候変動等の分野に必要な調査研究、監視・観測、基盤技術の開発、情報提供を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,692	1,371	1,478	1,152
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,692	1,371	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	1,660	1,300	(※記入は任意)		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
			75% (3/4)	100% (1/1)	80% (4/5)	0% (0/1)	80% (4/5)	各年で50%以上	
		年度ごとの目標値	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上		
		各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
	年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	○
			各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果をロードマップの策定、「気候変動適応の方向性(適応指針)」の策定に活用	IPCC第5次評価報告書の執筆作業	各種成果を温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートに活用	各種成果を中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会の中間報告に	-	
	年度ごとの目標		-	-	-	成果の施策への活用	成果の施策への活用		
	年度ごとの目標		基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  【地球環境保全試験研究費による業務終了翌年度に実施する事後評価】 ・地球環境保全試験研究費については、業務終了翌年度に実施する事後評価(5点満点)で4点以上を獲得した課題数(4点以上の課題数/全評価対象課題数)を実績値として目標達成度合いを測定している。その年度に終了する課題数が1課題の場合は、その1課題の評価のみが目標達成度合いに反映されるため、100%か0%にしかならず、その結果目標値が達成されなかった。  (判断根拠)  【各種研究調査の推進・成果等の情報提供の進捗状況】 ・一方、地球環境保全に関する調査研究の全体の成果を示す、各種研究調査の推進・成果等の情報提供については、実績として各種成果を中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会の中間報告である「日本における気候変動による将来影響の報告と今後の課題について(中間報告)」のとりまとめに活用するなど、成果の施策への活用という目標達成に向け進捗がみられた。
	施策の分析	-

	次期目標等への反映の方向性	-
--	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球観測連携拠点の運営に際しては、学識経験者からなる地球温暖化観測推進委員会の助言を得つつ、運営を行っている。</li> <li>・地球環境保全試験研究費の採択審査、中間評価（研究期間中間年に実施）、事後評価において学識経験を有する外部評価委員の知見を活用し審査を実施し、その審査結果を踏まえ、当該制度を運用している。</li> <li>・専門家によるGOSATサイエンスチームを運営し、そこでの議論をGOSATの運用に反映させている。</li> <li>・IGESの運営に際しては、内外の学識経験者からなる評議員会での審議等により、外部有識者の知見を活用しつつ、適切に行っている。</li> <li>・APNの公募プロジェクトの審査には、外部評価者を活用することで公正な評価を行っている。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	IPCC第5次評価報告書
---------------------------	--------------

担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	26年6月
-------	----------------	--------------------	--	----------	-------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名	目標3-1 大気環境の保全(酸性雨・黄砂対策含む)					
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。					
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上及び酸性雨・黄砂等による被害の緩和を図り、大気環境の改善、保全を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,475	2,132	1,922,725	2,384
		補正予算(b)	176	0	0	
		繰越し等(c)	40	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,691	2,132	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,377	1,903	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	「別紙のとおり」					100	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	
	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	別紙のとおり					100	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	別紙のとおり					100	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
	EANET分析精度管理目標達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	96.4	95.4	94.8	90.8	集計中	100	
年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>○全国の大気環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低く、また、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率も低い状況である。その他の項目については、概ね改善又は高い達成率で横ばいになっており、各種の施策の成果が着実に現れており、浮遊粒子状物質については、平成24年の環境基準達成率は一般局、自排局ともに99.7%(平成23年度達成率:一般局69.2%、自排局:72.9%)と大幅に改善している。</p> <p>○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の環境基準達成率は、一般局で100%、自排局で98.6%(平成23年度達成率:一般局100%、自排局:99.1%)とほぼ同水準で推移している。浮遊粒子状物質においては、一般局、自排局ともに100%(平成23年度達成率:一般局72.7%、自排局:75.6%)となり大幅に改善している。また、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の年平均値も改善傾向にある。引き続き未達成局が存在していることから、今後も自動車排出ガス対策を推進する。</p> <p>○EANET分析精度管理目標達成率は改善傾向にあり、100%に近い達成状況となっている。</p> <p>○中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十次答申)」(平成22年7月)等に基づき、自動車排出ガス専門委員会等において、二輪自動車等の国際的な基準の動向を考慮した排出ガス低減対策、ディーゼル重量車の排出ガス後処理装置の耐久性・信頼性確保のための措置及びオフサイクルにおける排出ガス低減対策並びにディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策についての検討を行い、それらについて、平成24年8月に、中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第十一次答申)」が答申された。</p> <p>また、同答申において課題とされた乗用車等の排出ガス低減対策等について同専門委員会等において検討を進めた。</p> <p>○「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業については、中国、ベトナム及びインドネシアを対象に、「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などのパッケージ施策実現のためのモデル事業を核とした共同政策研究等の協力事業に取り組むとともに、セミナーの開催、ウェブサイト拡充による我が国の環境産業等やアジア各国への情報提供などを行った。</p> <p>○アジアにおけるコベネフィット・アプローチ普及のため、多国間協力としてアジア・コベネフィット・パートナーシップの活動を支援し、また、二国間協力として中国及びインドネシアにおいて協力を進め、事業実現可能性調査や共同研究等を実施した。さらに、国際研究機関に対するコベネフィット研究支援を行った。</p> <p>○在日米軍施設・区域周辺環境保全対策として、本土及び沖縄県内の計5施設・区域でボイラー施設の大気モニタリング等を実施し、排出基準の超過</p>
	施策の分析(今年度対応不要)		
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【測定指標】	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気環境部会石綿飛散防止専門委員会及び揮発性有機化合物排出抑制専門委員会を開催し、ご審議いただいた。各専門委員会の報告及びそれを受けた中環審答申の内容を施策に反映させた。</li> <li>・学識経験者を委員とする中央環境審議会大気・騒音振動部会健康リスク総合専門委員会を平成25年12月及び平成26年3月に開催し、専門委員会報告を取りまとめた。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各年度 大気汚染状況報告書(環境省)</li> <li>・越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・21年3月改訂)</li> <li>・EANET分析機関間比較プロジェクト報告書(EANETネットワークセンター)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課 水・大気環境国際協力推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	小川眞佐子 中谷 育夫	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--	--------------------	----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策を講じることにより、大気生活環境を保全する。					
達成すべき目標	交通系騒音(自動車・航空機・新幹線鉄道)、一般環境騒音に係る環境基準達成率の向上、振動・臭気の改善及びヒートアイランド対策を講じ良好な生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	167	112	132	156
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	167	112	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	167	105	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			81.4	81.6	85.4	85.1	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	△
			90.6	91.3	91.8	92.6	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			74.5	78.0	77.7	77.6	調査中	100	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
			47.3	51.7	59.3	60.2	調査中	100	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
--	----------------------

<p>評価結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にある。  ○自動車騒音に関する環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要はあるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、道路に面する地域における環境基準の達成状況は、92.6%となっている。  ○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて継続的に対策を講じており、環境基準達成状況は航空機騒音が77.6%、新幹線鉄道騒音が60.2%であり、長期的には改善傾向にある。  ○自動車単体対策について、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間答申)」(平成20年12月)に基づき、自動車単体騒音専門委員会等において、二輪車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態を調査するとともに、騒音の規制手法の抜本的見直しについて検討を行い、それらについて、平成24年4月に、中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(第二次答申)」が答申された。また、同答申において今後の検討課題とされた四輪車の走行騒音規制の見直し等について、同専門委員会等において検討を進めた。  ○騒音・振動に係る苦情件数について、建設作業に係る苦情が増加していること、また交通機関からの騒音に係る苦情について、横ばい傾向が続いていることから、今後とも必要な対策を図っていく必要がある。  ○悪臭に係る苦情件数は9年連続で減少しているが、サービス業に係る苦情件数の割合は増加傾向にあり、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。  ○ヒートアイランド対策については、関係府省が連携し、平成16年に策定したヒートアイランド対策大綱の見直しを行ったところであり、従来からの取組に加え、適応策の推進について普及を図っていく必要がある。併せて、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の改訂に伴い、対策の実施を推進する必要がある。</p>				
<p>施策の分析 (今年度対応不要)</p>	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>				
<p>次期目標等への 反映の方向性 (今年度対応不要)</p>					
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>学識経験を委員とする中央環境審議会騒音振動部会自動車単体騒音専門委員会及び作業委員会並びにタイヤ騒音規制検討会等を開催し、審議を行った。</p>				
<p>政策評価を行う過程において 使用した資料その他の 情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省)  各年度 振動規制法施行状況調査(環境省)  各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省)  各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中谷 育夫 真先 正人</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-〇)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制や油及び有害液体物質による海洋汚染の防止、漂流漂着ごみ対策を図る。また、これらの施策と併せ環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上及び油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ごみ対策を図る。また、環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,201	2,400	2,474	2,198
	補正予算(b)	218	9,999	0		
	繰越し等(c)	0	-9,988	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	2419	2,411	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	1953	2,265	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 健康項目基準達成率	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	99.1	98.9	98.9	99.0	調査中	100%	△
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/	/	
2 生活環境項目(BOD/COD)基準達成率		基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		(河川)	92.3	92.5	93.0	93.1	調査中	100%	△
		(湖沼)	50.0	53.2	53.7	55.3	調査中	100%	×
		(海域)	79.2	78.3	78.4	79.8	調査中	100%	×
	全体	87.6	87.8	88.2	88.6	調査中	100%	×	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	/	/	
3 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等		基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	「別紙のとおり」					100%	×
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/	
4 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)		基準値	実績値					目標値	達成
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	年度	
		180	261	206	183	178	173	180以下	○
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり ○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(24年度)は99.0%で、主要な測定指標は概ね目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。 ○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成24年度)については、河川は93.1%、湖沼は55.3%、海域は79.8%、全体88.6%であり、昭和49年度(河川は51.3%、湖沼は41.9%、海域は70.7%、全体54.9%)と比べて改善してきている。 ○7次にわたる水質総量削減の実施により、東京湾等に流入する汚濁負荷量は着実に削減されている一方、環境基準達成率は、東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては依然として十分でなく、水環境改善に向けた一層の取組が必要。 ○一方、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の水域に比較して良好な状態であることから、第6次から、現在の水質を悪化させない取組を実施するよう対策の在り方が見直されている。 ○赤潮発生件数については、最も件数の多い時期に比較すれば減少しているが、近年は横ばい傾向。ただし、自然現象であるため発生件数をゼロにすることはできない。 ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量について、赤泥の海洋投入処分量が減少し、期待どおりの成果が得られた。 ○改正した「微生物によるバイオレメディエーション技術利用指針の解説」の普
	施策の分析(今年度対応不要)	
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】 【測定指標】

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○「健康項目の環境基準の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会を平成25年12月から2回開催し、審議を行った。</p> <p>○「生活環境項目の環境基準の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会生活環境項目環境基準専門委員会を平成25年12月から2回開催し、審議を行った。</p> <p>○「水生生物保全環境基準の水域類型指定」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会を平成25年12月から3回開催し、審議を行った。</p> <p>○「カドミウムに係る排水基準等の見直し」の議論にあたり、学識経験者を委員とする中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会を平成25年11月から4回開催し、審議を行った。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会に二つの小委員会を設置し有明海・八代海等の再生に向けた課題について順次解明。</p> <p>○平成25年4月に、中央環境審議会水環境部会に瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進めた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度公共用水域水質測定結果(環境省)</p>
----------------------------------	----------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>環境管理技術室 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中谷 育夫 宮崎 正信 名倉 良雄 坂本 幸彦</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>
--------------	--	----------------------------	--	-----------------	----------------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名	目標3-4 土壤環境の保全					
施策の概要	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。					
達成すべき目標	市街地等土壤汚染対策として土壤汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壤環境を保全する。農用地について、土壤汚染の防止、除去等の必要な措置を講じ、人の健康を損なうおそれがある農作物等の生産等を防止することで、国民の健康を保護する。 ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施するとともに、水域経由でのばく露リスク評価を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	416	334	306	243
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	416	334	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	266	219	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	農用地土壤汚染対策地域の指定解除率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	△
		—	86.7	86.7	87.3	91	集計中	100	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—	—
	土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定解除率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		—	—	24	41	54	集計中	100	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	—
	ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		—	100	100	100	100	83.3	100	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	—
	複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動調査	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	—
		—	—	—	—	—	—	—	
年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	—	

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(指標:一部○)

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>○農用地土壌汚染対策地域の指定解除率については微増しておりかつ、実際の解除面積については毎年度拡大していることから、当該施策については、期待どおりの成果が得られた。具体的に、農用地土壌汚染対策地域については、平成24年度末までに6,577haが指定されており、対策事業の実施等を経て、91%に当たる5,843haが地域指定を解除された。(平成25年度の数値については、平成26年12月頃取りまとめ予定)</p> <p>また、今後は農用地土壌の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農作物が生産されることを防止するため、必要に応じて対象となる有害物質や農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しを行う。</p> <p>○施行状況調査の結果、要措置区域の指定解除率は増加し、平成23年7月の土壌汚染対策法施行規則の改正等の法の適切な運用により期待どおりの成果が得られた。</p> <p>具体的には、土壌汚染対策法の運用状況、土壌汚染対策の実態を把握するための都道府県・政令市への施行状況調査を実施した。要措置区域の指定解除率は54%(要措置区域指定数197件(平成22年度から24年度までの累計)中、指定解除数106件(同))。また、指定調査機関の信頼性確保のための技術管理者試験を実施した(平成25年度合格者324名、合格率15.9%)。今後は水、地下水に関する環境基準等の改正を踏まえ、1,4-ジオキサン等の土壌環境基準等の見直しの検討を行う予定。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成26年2月に東京都で新たに指定され、計6地域となった。平成25年度までに指定された5地域においては全て対策事業が完了。</p> <p>新たな地域指定により対策完了率は減少したものの、これまでのところ対策は着実に実施されている。また、カラム試験等の結果、ダイオキシン汚染土壌中に有機化合物との複合線物質が存在する場合でも溶出リスクは高くない傾向が示された。今後は、油等との複合汚染時における溶出リスクを調査する予定。</p>
	施策の分析(今年度対応不要)		
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】	【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況(環境省) 各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	土壌環境課	作成責任者名 (※記入は任意)	眞先 正人	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る新たな農薬登録保留基準を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、新たな排出削減計画に規定する排出目標量(当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する)の達成状況を確認・遵守する。全ての地点で環境基準を達成する。農薬について、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を未設定の農薬について速やかに設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	199	184	167	277
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	199	184	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	297	135	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	当面の間	○
		-	155~157	158~160	141~143	136~138	集計中	176以下	
		年度ごとの目標値	-	315~343	※23年度以降は目標設定対象が変更				
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	-	△
		-	大気100 公共用水域水質98.8 公共用水域底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域水質98.4 公共用水域底質99.5 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域水質98.2 公共用水域底質99.8 地下水質100 土壌100	大気100 公共用水域水質98.1 公共用水域底質99.6 地下水質99.6 土壌100	集計中	100	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	3 新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数(累計)	基準値	実績値					目標	達成
		-	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	30年度	○
-		103	135	196	261	309	555		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) ○平成24年のダイオキシン類排出量は、総量及び事業分野別排出量とも、当面の間の目標量を下回っており、削減目標の達成が確認された。また、平成24年の全国の環境調査結果では、大気・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 ○新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数については全体の約60%の農薬について設定することができた。これまでと同程度の設定数を維持することで平成30年度までに目標値を達成することが可能。
	施策の分析(今年度対応不要)	
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】 【測定指標】



学識経験を有する者の知見の活用	<p>○臭素系ダイオキシン類に関する総括のためのワークショップを開催(H23年度)。有識者による臭素系ダイオキシン類の汚染の現状についての評価と今後の課題等について討議を実施(H25年度)。</p> <p>○学識経験者を委員とする中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>
---------------------------	--

担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	眞先 正人 更田 真一郎	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------	--------------------	-----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(〇〇省YY-①)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応					
施策の概要	被災地周辺の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。また、アスベストの大気濃度調査を踏まえ、更なるアスベストの飛散・ばく露防止対策を推進する。					
達成すべき目標	被災地周辺の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)		1,402	1,122	865
		補正予算(b)	589	0	0	
		繰越し等(c)	-130	130	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	459	1,532	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	318	1,038	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった地点の比率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	-	-	99.2	99.6	100	100	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	
	年度ごとの目標	/						/	
	指標C	/	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
								○年度	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成  (判断根拠) ○東日本大震災の被災地で測定した全ての地点において、大気中のアスベスト繊維数濃度が10[本/L]以下であった。 ○水環境中の放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供したことにより、国民の不安解消に資することが出来、期待どおりの成果が得られた。
	施策の分析(今年度対応不要)	
	次期目標等への反映の方向性(今年度対応不要)	【施策】 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	・環境大気中のアスベスト濃度測定の結果については、厚生労働省と合同で開催している会議において結果の検証にあたり意見をいただいた。
-----------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省報道発表資料  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring">http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring</a>  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_jointconf.html">http://www.env.go.jp/jishin/asbestos_jointconf.html</a>  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110712.pdf</a>  <a href="http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf">http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/result_ae110830.pdf</a>  <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14548</a>  <a href="http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033">http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15033</a></p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>大気環境課  水環境課  海洋環境室  地下水・地盤環境室  環境安全課</p>	<p>作成責任者名  (※記入は任意)</p>		<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成26年6月</p>
--------------	---	-----------------------------	--	-----------------	----------------

## ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう                      エ. 二酸化窒素                      キ. トリクロロエチレン                      コ. 微小粒子状物質 (PM2.5)  
 イ. 一酸化炭素                      オ. 光化学オキシダント                      ク. テトラクロロエチレン  
 ウ. 浮遊粒子状物質                      カ. ベンゼン                      ケ. ジクロロメタン

## ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)                      ウ. 光化学オキシダント                      オ. 一酸化炭素(CO)  
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM)                      エ. 二酸化いおう(SO<sub>2</sub>)                      カ. 微小粒子状物質 (PM2.5)

## ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)                      イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	目標年	目標値
①ア	99.6	99.7	99.6	99.7	調査中	-	100
イ	100	100	100	100	調査中	-	100
ウ	98.8	93.0	69.2	99.7	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	0.1	0	0.5	0.4	調査中	-	100
カ	99.8	100	99.5	100	調査中	-	100
キ	100	100	100	100	調査中	-	100
ク	100	100	100	100	調査中	-	100
ケ	100	100	100	100	調査中	-	100
コ	-	32.4	27.6	43.3	調査中	-	100
②ア	95.7	97.8	99.5	99.3	調査中	-	100
イ	99.5	93.0	72.9	99.7	調査中	-	100
ウ	0	0	0	0	調査中	-	100
エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100
カ	-	8.3	29.4	33.3	調査中	-	100
③ア	92.9	95.7	99.1	98.6	調査中	-	100
イ	100	99.0	75.6	100	調査中	-	100

1 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		79 98	調査中	/	/	/	/	/
大阪湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		67 100	調査中	/	/	/	/	/
東京湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		63 83	調査中	/	/	/	/	/
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%)(上段:COD、下段:全窒素・全りん)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-
			100		56 57	調査中	/	/	/	/	/
赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			-		115/44/16	○/40/16	/	/	/	/	/

赤潮の発生件数(瀬戸内海)の平成25年度実績値(“○”と表記)は未発表(平成26年度内に公表予定)

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-21)

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,503	1,332	1,276	1,215
		補正予算(b)	3,020	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	5,523	1,332	1,276	
執行額(百万円)	5,452	1,267	1,234			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		16年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	31年度	○
		30%	-	-	56%	-		75%	
	年度ごとの目標値								
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年9月	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	○
		18	7	12	17	23	31	47	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		18年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	26年度	△
		国土の35%	国土の56%	国土の60%	国土の64%	国土の68%		国土の72%	
	年度ごとの目標値				国土の64%	国土の69%	国土の72%		

	(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り
	<p>&lt;生物多様性保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月に閣議決定)の約1年間の進捗状況の点検を平成25年度に行った結果、一部未着手・進展の少ない取組はあるものの、概ね進捗が見られた。</li> <li>・生物多様性地域戦略については、平成25年度末時点で39道府県が策定又は策定に着手しており、目標値に近づいていると考えられる。</li> <li>・植生図の整備図面数は、平成25年度末時点で、国土の68%の整備が完了し、着実に成果をあげている。</li> </ul> <p>&lt;生物多様性に関する国民への普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度に実施した内閣府世論調査において、生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されており、着実に目標値に近づいていると考えられる。</li> <li>・平成25年度は、事業者による取組の評価手法及び促進策の検討、地方公共団体による事業者との連携状況に関する情報収集、意見交換会の開催、国際的な動向の把握及び事業者向け普及啓発資料の作成等を実施した。</li> <li>・平成25年度は、湿地が有する生態系サービスの経済価値を試算するとともに、「ツシマヤマネコの保護増殖事業」及び「干潟の再生」について、CVM(仮想評価法)を用いた経済的価値評価を実施し、生物多様性及び生態系サービスの価値を広く国民に伝えるための情報提供を行った。</li> </ul>

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p>&lt;国際的枠組への参加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋議定書については、平成26年3月に有識者からなる検討会の報告書が取りまとめられ、この結果を踏まえ、締結に必要な国内措置の検討を進めている。</li> <li>・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、海外の動向等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討など、締結に向けた作業を進めている。</li> <li>・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。</li> <li>・ICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を2008年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。</li> <li>・東南アジアにおける持続可能な森林経営のモデルガイドラインの策定に向け、熱帯林保全に関する企業等と現地住民の協力の事例を6件収集・分析した。また、砂漠化被影響国における砂漠化対処のための放牧地利用計画の策定に向け、長距離放牧のタイプの類型化及び植生調査、飼養可能頭数の推計等を行った。</li> <li>・南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極観測活動が南極環境に及ぼす影響についても、モニタリングを実施した。我が国の環境基準に照らした場合の達成状況は改善しつつある(平成23年度は79%、平成25年度は91%)。</li> </ul> <p>・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、各国の生物多様性国家戦略の改定等を支援した。平成25年度からは、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの創設を通じて、よりきめ細やかに、改定・策定プロセスを支援した。</p> <p>・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために発足した「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPSI)」(事務局:国連大学高等研究所)について、平成25年5月にはアジア地域ワークショップをカトマンズ(ネパール)において、同年9月には第5回定例会合を福井県においてそれぞれ開催した。また、各国でのパイロットプロジェクトを支援するため、SATOYAMA保全支援メカニズムを創設し、平成25年11月に6件のプロジェクトを承認した。平成26年6月現在、国、国際機関、団体が構成される合計162団体が加入している。</p> <p>・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間プラットフォーム)第2回総会への専門家派遣及び報告会の開催を行った。また、生態系サービスの定量的評価手法の調査、ヒアリング会の開催(3回)及び、評価手法の策定と試行を実施し、その内容を報告書としてまとめた。</p>
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果については、生物多様性条約事務局に提出した第5次国別報告書とともに、中央環境審議会自然環境部会において報告した。</li> <li>・各事業の実施に当たっては、中央環境審議会の部会・小委員会及び有識者による検討会の開催等を行っている。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果</li> <li>・平成25年度南極環境実態把握モニタリング事業に係る試料分析等委託業務報告書</li> <li>・平成24年度環境問題に関する世論調査(内閣府)</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	517	371	483	489
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲1	△2	▲75	
		合計(a+b+c)	516	373	408	
執行額(百万円)	455	328	366			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日 閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定) 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	△
		24	22	22	24	24	25	29	
	年度ごとの目標値			-	-	-	-	-	
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		26	21	24	26	31	35	35	
	年度ごとの目標			-	-	-	-	-	
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	×
		-	-	7地区 100%	9地区 82%	6地区 86%	7地区 78%	100%	
	年度ごとの目標			-	7	11	7	9	
	4 地域連携保全活動計画作成数	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	△
		0	1	9				50	
	年度ごとの目標			1	10	15	20	25	

(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産地域の保全管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。</li> <li>・自然再生事業実施計画について、平成25年度には、新たに4地区で策定され、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。</li> <li>・国立・国定公園の点検については、平成25年度については9地区の見直しを計画し、うち7地区の見直しを行った。</li> </ul>



評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	<p>&lt;世界自然遺産&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全管理を実施した。</li> <li>・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図っている。屋久島、白神山地については、地域連絡会議が中心となり、科学委員会の助言も踏まえ遺産地域管理計画の策定に取り組んだ。</li> <li>・小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行い、各種課題に対し各々のWGを設置し、検討結果を対策に反映させる順応的な保全管理を推進した。特に平成25年3月に兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を進めた。</li> <li>・国内候補地である奄美・琉球について、専門家による「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」を開催し、推薦候補地域として奄美大島、徳之島、沖縄島北部、西表島の4島を選定した。</li> </ul> <p>&lt;自然再生&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成25年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計25箇所設立された。また、同法に基づく自然再生事業実施計画が35件(平成25年度単年度では4件)主務大臣に送付された。</li> </ul> <p>&lt;里地里山&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度は、ホームページ「里なび」上に、保全活動の参考となる取組事例を新たに13事例追加するとともに、活動団体や活動場所の紹介、保全活動に対する技術的専門家等の人材登録・紹介、技術研修会の開催情報、保全活動の取組の参考となる取組事例や文献の情報発信を行った。</li> <li>・里地里山の保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で5箇所開催(平成25年度までに60ヶ所)し、605人(平成25年度までに4,101人)の関係者の参加を得た。</li> <li>・里地里山の保全活用の促進を図るため、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」に基づき、これまで「新たな共同管理のための手引書」等、里地里山の保全活用の取組の促進を図るための各種手引書等の有効な手法を確立しホームページ上で公表した。この内、平成25年度は、「野生生物の利活用による地域づくり」の手順書を作成しホームページ上で公表した。</li> </ul> <p>&lt;国立公園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成25年度については、9地区の見直しを計画し、うち7地区の見直しを行った。富士箱根伊豆国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた伊勢志摩国立公園や山陰海岸国立公園について見直しを行った。</li> <li>・また、沖縄海岸国定公園を見直し、区域を拡張して慶良間諸島国立公園を指定することについても、当初計画どおり平成25年度中に決定した。</li> <li>・当初、平成25年度内に見直しをすることとしていた2地区については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成25年度に見直しすることができなかったが、遅くとも平成26年度内に見直しが見込まれるよう調整中である。</li> </ul> <p>&lt;地域支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用により、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は9団体であり、平成26年度中には13団体が作成する見込みとなっており、目標は達成されなかったが、おおむね目標に近い実績を収めた。</li> </ul>
	測定結果		
	施策の分析		
次期目標等への反映の方向性			

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然再生基本方針の見直しや自然再生事業実施計画の審査を行うに当たり、自然再生専門家会議を開催し、有識者の知見を活用した。</li> <li>・世界遺産地域(候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度 里地里山保全活動支援委託業務報告書 平成24年度 野生生物の利活用による地域づくり試行検討委員会委託業務報告書
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名 (※記入は任意)	亀澤 玲治 鳥居 敏男	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------	--------------------	----------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-23)

施策名	目標5-3 野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,612	1,626	1,545	2,081
		補正予算(b)	0	2,000	0	-
		繰越し等(c)	△100	▲1,966	△1506	
		合計(a+b+c)	1,712	1,660	3,051	
	執行額(百万円)	1,683	1,561	2,640		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 (～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	32年度	—
		—	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	300種	
		年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
	2 奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝あたりの1日の捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	34年度	○
		—	0.28頭	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	0頭(毎年度減少)	
		年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	
	3 ニホンジカの生息頭数の推定値	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	35年度	—
推定の中央値 325万頭 ※25年度に算出		—	—	—	—	23年度の生息頭数を算出した推定の中央値 325万頭	ニホンジカの生息頭数を平成23年度より半減		
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	—		

	(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り
	<p>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度より第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成中。</li> <li>国内希少野生動植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で3年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成26年6月10日時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が75羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。ツシマヤマネコの保護増殖事業では、ツシマヤマネコ生息状況等調査(第四次特別調査)を取りまとめ、対馬の上島を中心に成獣個体数は多くても100頭程度と推測された。ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」の検討を進めた。</li> <li>ワシントン条約に関しては、科学当局として必要な国際的な絶滅危惧種に関する科学的知見を蓄積し、条約締約国会議での交渉に活用した。</li> <li>絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した(平成26年4月)。</li> <li>罰則の大幅引き上げ等を盛り込んだ種の保存法の改正を行い、平成25年6月4日に可決・成立した(平成25年6月12日に公布)。また、罰則強化等の一部の規定については平成25年7月2日から施行された。</li> <li>平成25年度に「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、平成28年度中の公表に向け作業中。</li> </ul>

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来生物法に基づき、平成25年度までに特定外来生物を107種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。平成25年度には20箇所で行った防除事業を実施。島嶼などにおいて完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、一定の成果が出ている。</li> <li>・外来生物法については、平成24年12月に中央環境審議会から主務大臣に対してなされた意見具申を踏まえ、交雑により生じた生物を規制対象とできるようにすること等の改正を行い、平成25年6月に公布した。(平成26年6月11日～施行)</li> <li>・改正法の施行にあわせ、交雑種や近年国内への定着が新たに確認された外来生物6種類を特定外来生物に指定するため、特定外来生物等専門家会合の意見聴取を行い、特定外来生物に指定すべきとの結論を得た。(平成26年6月及び8月に指定)</li> <li>・愛知目標の達成に向け、2020年までの外来種全般に関する総合戦略「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び、我が国の生態系等に被害を及ぼす外来種のリスト「侵略的外来種リスト(仮称)」を、関係省庁と協働して平成26年中の公表に向けて検討を行っている。</li> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成25年度は55件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。</li> </ul> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央環境審議会自然環境部会に設置した「鳥獣保護管理のあり方検討小委員会」において、法の施行状況の点検を行い、平成26年1月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置についての答申を得た。本答申を踏まえ、鳥獣保護法の一部改正法案を同年3月に閣議決定し、同年5月に国会で可決・成立し、公布された。</li> <li>・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、確実な情報把握が可能となった。</li> </ul>
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護増殖事業やレッドリストの見直し等において、検討会での専門家による検討を行ったほか、戦略的な保全への取組を進めていくため、今後、保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討を進めた。「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)」の検討にあたっては中央環境審議会自然環境部会及び野生生物小委員会における議論により専門家の知見を十分に活用した。</li> <li>・外来生物法の施行状況は、中央環境審議会野生生物部会において学識経験を有する者を委員として検討された。中央環境審議会の意見具申も踏まえ、今後の外来種対策の促進を図るとともに、「外来種被害防止行動計画(仮称)」及び「侵略的外来種リスト(仮称)」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度中の完成を目指す。</li> <li>・鳥獣保護法の施行状況の検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣保護管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</li> </ul>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	生物多様性条約第5回国別報告書
---------------------------	-----------------

担当部局名	野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	中島 慶二	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------	--------------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-24)

施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	138	101	184	203
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	▲41	△41	▲13	
		合計(a+b+c)	97	142	171	
執行額(百万円)	109	70	150			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1. 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
		418千頭	272千頭	249千頭	221千頭	209千頭	集計中	209千頭	○
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
測定指標	2. 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		16年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
		94%	85%	82%	79%	77%	集計中	減少	○
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
測定指標	3. 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標値	
		15年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	
		犬33% 猫18%	犬54% 猫32%	犬54% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	集計中	犬66% 猫36%	△
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 改正動物愛護管理法の施行(平成25年9月)や普及啓発、収容譲渡施設の整備に対する補助等を実施したことにより、自治体における犬及び猫の引取り数は29年度目標値である209千頭を平成24年度に達成した。また、殺処分率の減少傾向を維持した。所有明示の実施率について、猫は目標値を達成している。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	毎年、中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成25年度動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------------

担当部局名	動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	田邊 仁	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-25)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	9,627	7,820	7,750	7,999
		補正予算(b)	500	4,952	990	—
		繰越し等(c)	▲186	△3,286	△3,886	
		合計(a+b+c)	9,941	9,486	12,626	
執行額(百万円)	9,419	8,480	11,042			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定)第3部第2章第1節2「自然とのふれあいの場の提供」「自然とのふれあいの場の提供」					

測定指標	自然とのふれあいの場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		—	897,846	886,844	807,909	843,874	集計中	—	—
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
		0	1(1)	0	0	2(3)	1(4)	—	—
	年度ごとの目標		—	—	—	—	—		
	温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	—	
		—	127,930	124,925	120,061	124,695	集計中	—	—
	年度ごとの目標		—	—	—	—	—		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠)  ・エコツーリズム推進全体構想の申請は協議会が任意で行うものであり、国が目標値を示すことは困難。平成21年度:1件、平成24年度:2件、平成25年度:1件であった。平成24年度、25年度と毎年申請される状態となり、26年度も見込まれる。 ・施設の老朽化対応や国際化整備等、国に求められる整備ニーズは全体として増加傾向にあり、予算的な制約等により対応に遅れもあるが、地域振興にも資する利用拠点での整備や重要な自然環境の保全、再生に資する整備を選別し、優先度の高い事業を着実に推進している。 ・温泉の保護と利用に関しては、平成25年度に見直しを行い「鉱泉分析法指針(改訂)(案)」及び「禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定基準等(案)」を策定した。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会温泉小委員会を開催した。
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	中尾 文子 森 豊	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------------------------	--------------------	--------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-26)

施策名	目標5-6東日本大震災からの復旧・復興(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組むほか、被災ペット保護活動の支援を行う。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。旧警戒区域に取り残された被災ペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	0	1,400	2,597	2,361
		補正予算(b)	700	0	0	-
		繰越し等(c)	▲ 513	▲ 200	▲ 328	
		合計(a+b+c)	187	1,200	2,269	
執行額(百万円)	148	1,066	1,925			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) ・津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))					

測定指標	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年	21年	22年	23年	24年	25年	32年	△
		458	6,994	4,070	458	1,432	集計中	6,994	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	八戸市におけるホテル宿泊者数(目標値は前年度成果実績の5%増)(人)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	-
			-	428,807	465,077	487,466	512,130	-	
	年度ごとの目標値		-	-	450,247	488,330	511,839		
	(参考指標)被災ペットの保護数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	-
		-	-	749頭	220頭	集計中	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠)	・平成25年5月に国立公園の再編成の第一弾として三陸復興国立公園を創設したほか、11月に長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」を一部開通するなど、確実に成果を上げている。また、国立公園の利用者数は着実に回復しつつある。 ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできたが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・被災ペットの保護活動の取組については、これまでの保護活動により旧警戒区域に取り残されている被災ペットは減少しており、収容した被災ペットは飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡が進んでいることから、着実に成果を上げている。
			次期目標等への反映の方向性

学識経験を有する者の知見の活用	・「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備担当参事官室 動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	鳥居 敏男 森 豊 田邊 仁	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	----------------------------------	--------------------	----------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	10,862	10,409	10,140	9,948
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	10,862	10,409	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	10,769	10,340	(※記入は任意)	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			年度	公健法による被認定者に対し、公害の影響による健康被害に係る損害を填補するために、療養の給付、障害補償費等の補償給付を着実に支給。					年度
	② 公害健康被害の補償等に関する法律第68条に基づき各地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業(「ソフト3事業」)の参加者に対してアンケート調査を実施し、事業評価について5段階評価で上から2段階までの評価を得た回答者の割合	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○	
	-	87.5%	90.5%	89.0%	86.5%	90.4%	80%		
	年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	80%		
	③ 公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業を実施し、当該事業に参加した延べ人数の割合	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○	
	-	105.8%	94.8%	86.7%	87.6%	集計中	80%		
	年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	80%		
	④ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(3歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○	
-	90,270人 81.7%	92,849人 83.4%	88,655人 83.5%	87,389人 83.6%	集計中	60,000人 及び75%			
年度ごとの目標値	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%			
⑤ 環境保健対策基礎調査の調査対象者数及び調査対象者の同意率(6歳児調査)	基準値	実績値					目標値	達成	
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○		
-	89,122人 82.1%	93,192人 78.5%	85,304人 87.1%	82,787人 86.0%	集計中	60,000人 及び75%			
年度ごとの目標値	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%	60,000人 及び75%			
⑥ 公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るために行っている公害被害補償基礎調査の実施状況	基準値	参考値					目標値	達成	
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-		
-	7.5%	7.5%	5.0%	5.0%	5.0%	-			
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-			

評価結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠)
	<p>①公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を着実に実施するとともに、健康被害の予防及び健康の確保に努めた。</p> <p>②(独)環境再生保全機構が実施する公害健康被害予防事業については、第二期中期目標及び第二期中期計画に基づき、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、効果的かつ効率的な業務を行っている。そのうち、特に重点化を図っているソフト3事業については、当該計画において、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上のものから満足が得られるようにすると目標値が設定されているところ、21年度から25年度の5カ年において目標を達成した。</p> <p>③公害健康被害の補償等に関する法律第46条に基づき各地方公共団体が行うリハビリテーションに関する事業、転地療養に関する事業その他の事業については、当該事業に参加した者の延べ人数の割合が80%を超えることを目標とし、平成21年度から平成25年度までについては達成し、被認定者の健康確保に貢献した。</p> <p>④、⑤環境保健サーベイランス調査は、中公審答申及び附帯決議に基づき、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずることを目的としたものである。調査対象者数及び調査対象者の同意率について本調査の信頼性が確保できる数値を設定しており、毎年、信頼性のある調査を行い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係に係る定期的・継続的な観察を行うことで、必要な処置を講ずる必要がないことを確認することに貢献している。</p> <p>⑤公害被害補償基礎調査は、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行い基礎資料の作成を行っているものであり、参考値として、入院外の公害診療報酬明細書1件あたりの金額が前年度に比べて大きく変化した自治体の割合を記載している。本調査を継続して行い、自治体にフィードバックすることで、公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図ることに貢献している。</p>
施策の分析	
次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室	作成責任者名 (※記入は任意)	船坂 和夫 近藤 恵美子	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------------	--------------------	-----------------	----------	---------



平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-32)

施策名	目標7-2 水俣病対策					
施策の概要	水俣病については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。					
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	13,182	14,961	14,634	15,409
	補正予算(b)	9,924	16,049	530		
	繰越し等(c)	43	36	(※記入は任意)		
	合計(a+b+c)	23,149	31,046	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	22,880	30,942	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」及び同法に基づく「救済措置の方針」					

測定指標	①水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
	②離島等医療・福祉推進モデル事業の年間参加者数(水俣病発生地域における医療・福祉レベルの向上)	基準	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
			-	11,449	11,431	18,440	18,658	18,531	18,000	
			年度ごとの目標	-	-	-	-	18,000	18,000	
	③水俣市水俣病資料館の来館者数(再生・融和、情報発信の推進)	基準	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
			-	41,333	42,321	46,528	48,688	48,235	50,000	
			年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	④水俣市観光客入込数(水俣地域の経済活性化)	基準	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
			-	348,264	405,743	368,892	436,978	587,136	-	
			年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	目標達成 ①「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第117号)「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)等に基づき、あつう限りの救済に向けて最大限の努力を行った。申請は平成24年7月に終了したが、救済措置に加えて、引き続き水俣病問題の解決を図るために、「水俣病問題の解決に向けた当面の取組について」を公表した。 ②離島等医療・福祉推進モデル事業の年間利用者数について、実施箇所を現在と同じ4箇所に加えた平成23年度以降、18,000人超の利用者があることから、18,000人を目標値と設定している。平成25年度においては、18,531人の利用があり、目標を達成し、水俣病発生地域の医療・福祉レベルの向上に貢献している。 ③水俣市立水俣病資料館は水俣病に関する情報発信の中核施設であり、資料館への来館者数は、水俣病に関する情報発信の推進度合いを測る指標となる。水俣病資料館および水俣病の情報発信に係る補助事業を実施することを通じ、来館者数が上昇傾向にあることから、着実に地域の再生・融和の推進に貢献している。 ④水俣地域の地域振興、経済の活性化の指標として、水俣地域への観光客の入込数を測定指標とした。平成24年度から実施している地域振興事業の効果もあわせり、観光客入込数が増加傾向にあることから、地域経済の活性化に貢献している。
	施策の分析	(判断根拠)	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室	作成責任者名	小林 秀幸	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	--------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				
達成すべき目標	石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。また、石綿による健康被害の予防に関する調査研究を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	750	688	771	695
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	750	668	(※記入は任意)	
	執行額(百万円)	648	579	(※記入は任意)	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-				

測定指標	1. 石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
	173日	178日	175日	164日	130日	115日	140日	○	
	年度ごとの目標値	140日	140日	140日	140日	140日			
2. 7地域における環境リスク調査の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度末までに、5,179人に対して、問診、胸部X線検査、胸部CT検査等を実施し、石綿関連疾患の健康リスクに関する実態を把握。</li> <li>その結果、中皮腫(6人)、肺がん(29人)、その他の疾患(84人)の早期発見につなげたほか、労災制度(6人)、救済制度(7人)による医療費等の早期支援につなげた。</li> <li>これまでの調査によって一定の知見等が得られたことを踏まえ、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討。</li> </ul>						全国7地域で5年間(平成22~26年度)調査を実施し、石綿ばく露者の中・長期的な健康管理の在り方を検討するための知見を収集。	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 ・石綿健康被害の迅速な救済を図るための認定・不認定決定までの平均処理日数を平成18年度の173日から2割短縮することとし、目標値を140日に設定した。これまでに、(1)事務手続きの効率化、(2)申請時に必要な書類に関する医療機関への周知、(3)申請書類に不足がある場合に(独)環境再生保全機構から医療機関に直接資料の提出を依頼、(4)審査分科会の段階で中皮腫、肺がんとして蓋然性が高いと判定された案件について、判定小委員会の審査を経ずに(独)環境再生保全機構に判定結果を通知する仕組みを構築、(5)石綿繊維を計測するための電子顕微鏡の導入、などの様々な取組を実施した結果、平成25年度の実績では115日まで平均処理日数の短縮が図られ、目標を達成した。なお、これらの取組により、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、平成25年度末までに9,471件(平成24年度末:8,647件)が認定され、被害者及び遺族の救済は着実に進んでいる。 (判断根拠) ・第2期石綿の健康リスク調査は、石綿ばく露者の健康管理の在り方を検討するための知見の収集を目的としており、平成24年度までの調査結果に基づき、平成26年3月に「石綿の健康影響に関する検討会」の報告書を取りまとめたところである。同報告書では、主な結果として、(1)有所見者や医療の必要があると判断された者は、初回受診時に多く2年目以降は大幅に少ない、(2)女性よりも男性に多い、(3)低年齢よりも高齢に多いなどを挙げるとともに、健康管理によるメリット(疾患の早期発見、労災制度・救済制度による早期支援)とデメリット(検査に伴う放射線被ばく)についても定量的な考察を行った。また、同報告書では、これまでの健康リスク調査により一定の知見等が得られたことから、第2期調査終了後の平成27年度以降は、データ収集を主な目的とする調査ではなく、石綿検診(仮称)の実施に伴う課題等を検討するためのフィージビリティ調査として位置づけることが考えられるとの方針が示された。現在、同報告書の提言を踏まえて、平成27年度以降の健康管理の在り方について検討を行っている。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境保健部企画課石綿健康被害対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	石綿健康被害対策室長 神ノ田 昌博	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------------	--------------------	----------------------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-34)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。 ① 花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ② 黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③ 熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	27	26	23	22
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	27	26	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	33	28	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	①花粉飛散モデルによる予測総花粉量と実際の総花粉量の寄与率(R <sup>2</sup> )(*22年度はスギのみ)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		-	43.1%	31.2%*	63.6%	21.7%	73.0%	60%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	60%	-	
	②黄砂による健康影響に係る調査対象者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	28年度	○
		-	-	-	-	-	50	350	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	50	-	
	③自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-
		-	-	-	-	1,343	1,366	-	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
④自治体向け講習会参加自治体における暑くなる前から熱中症対策を行っている自治体の割合	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	-	
	-	-	-	-	-	89.8%	-		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) ①:花粉の飛散量予測については、予測制度に関する指標として、各地の予測花粉量と実測花粉量との相関を元にした寄与率を指標として設定した。近年の状況を見ると、予測精度は年度によってバラつきがあるが、平成25年度は目標として設定した60%を達成した。 ②:黄砂による健康影響に係る調査については、ぜんそく患者と黄砂飛散との関連性について調査を行っており、正確な結果を得るためには一定以上の調査参加者を確保する必要があることから、その人数を目標として設定した。昨年度は当初予定された50人を確保している。 ③、④:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び講習会に参加した自治体における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して2.4万部の増加見られることや、約90%の自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	

	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>【測定指標】</p>
--	---------------	---------------------------

学識経験を有する者の知見の活用	<p>花粉の飛散量予測については、有識者を集めた「花粉飛散予測及び動態に関する検討会」を開催し、実施している。黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成25年度 花粉症に関する調査・検討報告書</p> <p>平成25年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書</p>
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 環境安全課	作成責任者名 (※記入は任意)		政策評価実施時期	平成26年6月
-------	-------------	--------------------	--	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-35)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	282	177	247	208
		補正予算(b)	0	0	0	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	282	177	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	239	143	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	1. 環境産業の市場規模 (兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約79	約74	約80	約82	約86	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 環境産業の雇用規模 (万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約205	約222	約225	約236	約243	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 地方公共団体及び民間団体 におけるグリーン購入実施率 (%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	○
		別紙のとおり							
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 環境報告書公表企業 (上場/非上場)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		13年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○
		約30/ 約12	54.6/ 24.7	56.0/ 25.9	59.5/ 24.4	71.1/ 31.5	調査中	増加傾向の維持	
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
5. 持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則署名機関数 (機関)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	○	
	177	-	-	177	186	189	増加傾向の維持		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠) ○平成24年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約86兆円(前年比4.8%増)、約243万人(前年比3%増)となり、いずれも過去最大となっている。 ○事業者による環境情報の開示について、平成24年度における環境報告書作成割合は増加した。 ○地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、82.5%と向上しているものの、更なる拡大には規模ごとに課題・対応策の検討が必要である。 ○世界の潮流の中での経済のグリーン化を見ても、SRI(環境・社会・ガバナンスの観点から企業を評価し、運用先を選定する投資)の規模は欧州等で残高1200兆円を超えており、また融資に関する環境配慮については、世界では赤道原則(融資に際して環境・社会への影響を考慮する原則。平成26年4月現在、79機関が署名。)に基づく取組が進められている。我が国ではSRIの規模は欧州等に比べ依然小さく、また、融資の際の環境への配慮についても、赤道原則署名機関が大手都市銀行3行に留まり、一層の促進が必要。 ○平成23年度に金融機関のイニシアティブにより策定した「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の活動を支援し、署名金融機関の拡大を図っており、平成26年4月現在、189機関が署名している。今後は地域金融機関の巻き込みが引き続き課題であり、より一層活発な活動が行われるよう支援し、環境金融の裾野の拡大を図っていく必要がある。また、こうした原則の取組に加え、平成25年度に創設した「地域低炭素投資促進ファンド」により民間投資を促進したところであり、引き続きSRIの取組の拡大を図っていく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	外部有識者による「環境報告に関する手引きの改訂等検討委員会」を開催し、環境報告書の記載事項等の手引きの改訂につなげた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標3 環境省「平成25年度地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査集計結果」 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs13.pdf">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/refe/result_of_qs13.pdf</a> ) 測定指標3及び4 環境省「平成24年度環境にやさしい企業行動調査結果」 ( <a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoh24/gaiyo.pdf">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyoh24/gaiyo.pdf</a> )
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局環境経済課 総合環境政策局環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	大熊 一寛 近藤 智洋	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	------------------------------	--------------------	----------------	----------	---------

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	平成 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成27年度
地方公共団体	-	73.1	73.8	78.6	81.3	82.5	100.0
上場企業	-	81.1	78.9	75.4	78.6	調査中	約50
非上場企業	-	69.8	68.1	58.4	60.2	調査中	約30
年度ごとの目標値		-	-	-	-		



平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-36)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	すべての都道府県・政令市・中核市・特例市において地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を推進するとともに、具体的な対策の実施等を通じ低炭素な地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	79	104	94	2
		補正予算(b)	84,000	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	84,079	104	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	84,043	81	(※記入は任意)	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画 第3章第1節2.「地方公共団体」の基本的役割及び第3章第3節1. 総合的・計画的な施策の実施					

測定	1 都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度	△
		-	10	15	55	82	92	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	100	100	-	-	
	2 政令市・中核市・特例市以外の市町村における地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		一年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	一年度	○
-		0.5	2.2	5.1	7.1	12.3	増加傾向の維持		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	相当程度進展あり
	施策の分析	・都道府県・政令市・中核市・特例市における地球温暖化実行計画(区域施策編)の策定率は、伸び率が低下しているものの目標値への達成に向けて着実な進展がみられる。
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	大学教授や専門機関の研究者等を含めた検討会にて、土地利用・交通分野、地区・街区分野における温室効果ガスの削減手法や削減効果、実施手法等の詳細について調査を行った。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成25年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	---

担当部局名	総合環境政策局環境計画課	作成責任者名(※記入は任意)	近藤 智洋	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------	----------------	-------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-37)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	220	203	356	307
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	220	203	(※記入は任意)	
執行額(百万円)		215	195	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章ほか)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章ほか」(平成23年6月15日)</li> </ul>					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	29年度	-
	-	-	-	-	-	15	90		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 協働取組が、国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組として相当程度有効、かつ効率的に寄与している。しかしながら協働取組は各主体の外的及び内的要因等の関係性によって大きく変化するため、定性保持しつづけることに十分配慮を必要とする。
	施策の分析	
	次期目標等への反映の方向性	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	総合環境政策局 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木義光	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	--------------------	--------------------	------	----------	---------

平成25年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省25-38)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、ESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等		23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	339	336	471	574
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	▲10	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	329	336	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	307	279	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第4次環境基本計画「第1部第2章、第2部第1章他」(平成24年4月27日閣議決定) ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日) ・「持続可能な開発のための教育の10年」実施計画「第4章他」(平成23年6月3日改定)					

測定指標	環境教育等促進法第8条に基づく各都道府県及び政令指定都市等において作成する行動計画数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	年度	
		-	-	-	-	13	18	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	○	
測定指標	「+ESDプロジェクト」登録活動数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	31年度	
		-	-	61	120	183	212	300	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	-	
測定指標	小中学生を対象とした地域性を踏まえたESD環境教育プログラムの実証数	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	27年度	
		-	-	-	-	-	47	141	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	47	○	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) 人材育成事業において、地域における人材育成を目的として、ESD環境教育プログラムに基づき、全国47都道府県において実証事業を実施。これにより、ESDの視点を取り入れた環境教育に触れる児童生徒数が着実に増加した。 また、「+ESDプロジェクト」に関しては、立ち上げから4年以上が経過しており、活動の増加数は減衰してきているものの、引き続き増加傾向を維持しており、国内のESD活動の一定程度の進展が維持されている。
	施策の分析	/
	次期目標等への反映の方向性	/

学識経験を有する者の知見の活用	・「『国連持続可能な開発のための10年』円卓会議(平成23年2月)」 ・「環境教育等推進専門会議」(平成23年10月～平成24年5月)を開催し、外部有識者の知見を活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	鈴木 義光	政策評価実施時期	平成26年6月
-------	---------	--------------------	-------	----------	---------